

# 兵庫県公報

令和7年12月1日 月曜日 第3号外

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 規 則

- 統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（統計課） ..... 1

### 公布された法令のあらまし

#### ◎統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

統計法施行規則の一部改正等を踏まえ、県が行う統計調査に係る調査票情報（統計調査により集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいう。）の提供を依頼しようとする者等が、知事に対して提示するこれらの者が本人であることを確認するに足りる書類から、健康保険の被保険者証を削る等所要の整備を行うこととした。

### 規 則

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

兵庫県知事 齋藤 元彦

#### 兵庫県規則第42号

#### 統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

統計調査条例施行規則（平成21年兵庫県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第19条第1項第10号ウ(ア)中「重点分野」を「特定公共分野」に、「次に掲げる課題の解決」を「県民経済の健全な発展又は県民生活の向上」に改め、同号ウ(ア)aからdまでを削り、同条第2項第1号中「運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、これらの者が本人であることを確認するに足りるもの（以下「運転免許証等」という。）」を「運転免許証等」に改める。

第21条第1項第3号中「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第23条第3項の規定により指定された重点分野」を「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第39条第2項第13号に規定する特定公共分野」に改める。

第27条第1項第10号エ(ア)中「重点分野」を「特定公共分野」に、「第19条第1項第10号ウ(ア)aからdまでに掲げる課題の解決」を「県民経済の健全な発展又は県民生活の向上」に改める。

第29条第1項第4号中「官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野」を「デジタル社会形成基本法第39条第2項第13号に規定する特定公共分野」に改める。

様式第1号（裏面）の部中「該当する個人又は法人その他の団体」を「該当する者」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。ただし、第19条、第21条、第27条、第29条及び様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。